

かわさき健康づくりセンター運営費補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、川崎市補助金等の交付に関する規則に定めがあるもののほか、公益社団法人川崎市医師会（以下「医師会」という。）が、市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上を図るにあたり、かわさき健康づくりセンター（以下「センター」という。）を円滑で安定的に運営するために、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（交付の対象）

第 2 条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる事業とする。

- （1）施設等貸出事業
- （2）市民の健康づくり支援事業
- （3）高度医療機器の共同利用事業
- （4）前 3 号に定めるもののほか、センターの管理運営に係る事業及び第 1 条に定める目的の達成のために必要な事業

（交付額の算定方法）

第 3 条 補助金の交付額は、前条に規定する事業に係る経費の総額から、センターの管理運営に係る事業収入額及びその他の収入額を控除して算定される額とする。

（申請手続）

第 4 条 医師会は、補助金の交付を申請するときは、かわさき健康づくりセンター運営費補助金交付申請書（第 1 号様式）に当該年度のセンターの事業計画書及び収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付して、毎年度 4 月 3 日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を医師会に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第6条 補助金の交付については、センターの管理運営業務上、必要と認められる場合は、概算払いにより交付することができる。

2 市長は、補助金の交付について、予算執行の都合により分割して行うことができる。

3 前項の規定に基づき、分割して交付する場合は、前条の規定に準じ、医師会に通知するものとする。

4 市長は、交付決定した補助金の支払いにあたり、医師会からの適法な請求に基づき、医師会が指定する金融機関に振込むものとする。

(変更申請手続)

第7条 医師会は、第5条に規定する交付決定後の事情により補助金の交付額に変更が生じる場合には、その理由を示すとともに、第4条の規定に基づく申請手続に準じて変更申請を行うものとする。

(実績報告)

第8条 医師会は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、かわさき健康づくりセンターの運営に係る事業実績報告書（第2号様式）に当該年度のセンターの事業報告書及び収支計算書その他市長が必要と認める書類を添付して、当該事業完了後、速やかに市長に報告しなければならない。

(額の確定及び精算)

第9条 市長は、前条の報告があったときは、内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、第3条に基づく算出方法により補助金の額を確定し、精算

を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、偽りその他不正な方法で補助金の交付を受け又は補助金を不正に使用したことが判明したときは、補助金の交付決定を取消すものとする。

(返還)

第11条 市長は、第9条の規定に基づき、補助金の額を確定した場合、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超えている補助金の額について返還を命じるものとする。

2 市長は、前条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

印

かわさき健康づくりセンターの運営に係る事業実績報告書

かわさき健康づくりセンター運営費補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

●添付資料

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書